

景観行政団体移行について

1 文京区の景観に関するこれまでの取組

文京区では、文京区景観基本計画（平成9年）及び文京区景観条例（平成11年）に基づき、一定規模以上の建築物や屋外広告物などについて、景観ガイドライン（平成12年）を用いた指導・誘導を行う「景観事前協議」を実施し、平成22年度までの11年間で1,172件の協議を行い、調和のとれた市街地景観を形成してきました。

また、普及啓発事業として、景観形成に貢献した建物や地域活動を表彰する「文の京都市景観賞」や区民等に区内の特色あるまち並みを再発見してもらうための「まち並みウォッチング」を実施し、景観への関心と理解を深めてきました。

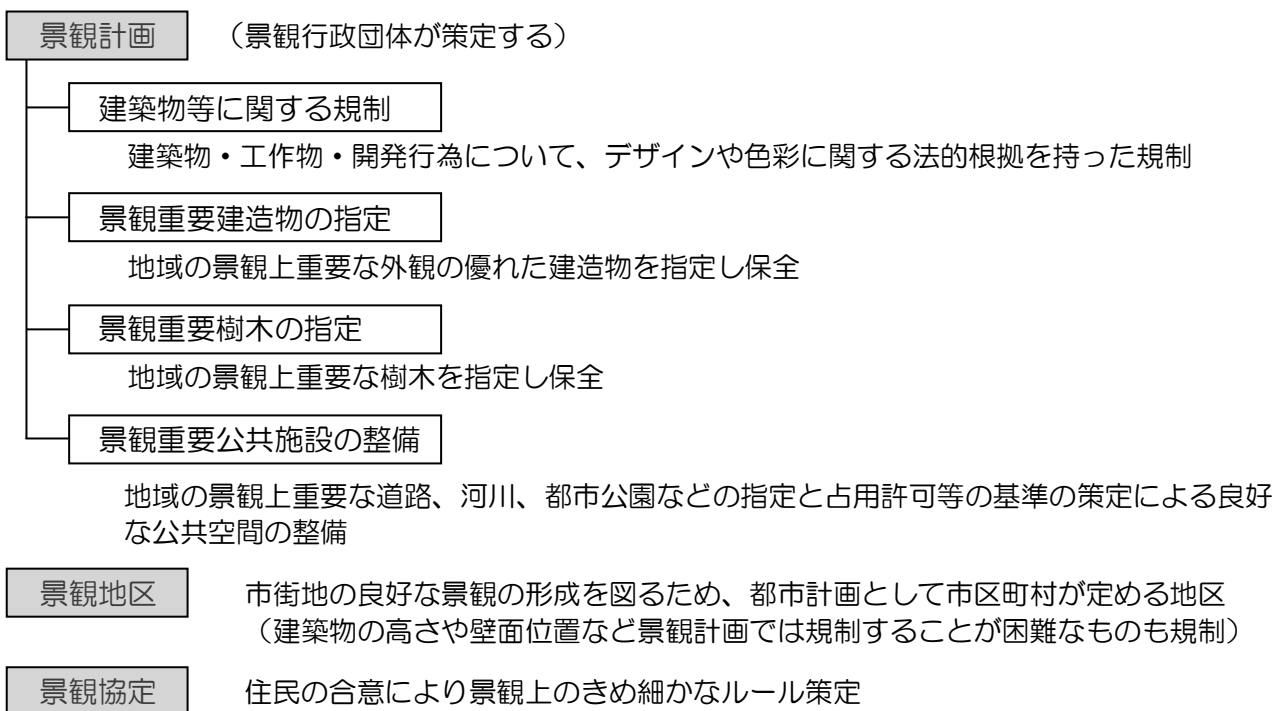
2 景観行政団体とは

日本では、高度成長期以降、急速な都市化が進み、経済性や効率性、機能性を重視したまちづくりが行われてきました。しかし、都市化の進展が落ち着くにしがたい、美しいまち並み等良好な景観に関する国民の関心が高まり、これまであまり尊重されなかった日本の景観を見直そうという気運の高まりから、平成16年に景観法が制定されました。

景観法では、良好な景観の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにし、景観行政は住民に最も身近な基礎自治体が主体的に担っていくべきという考え方を示すとともに、景観形成の行為規制を行うための仕組みが下記のように整えられました。

景観行政団体とは、景観法の仕組みを活用することができる地方公共団体です。

景観法の行為規制のための仕組み(主なもの)



3 景観行政団体移行の意義

①区の魅力により際立たせた景観形成を推進する

自然や歴史的な資源など、文京区らしい景観特性が見られる場所においては、それらをより際立たせるため、景観計画に、特に景観について配慮・貢献すべき基準を定めます。これにより、今まで以上に区の魅力を生かした、きめ細かな景観形成を推進することが可能となることから、景観の質の向上を図ることができます。

さらに、重点的に景観形成を推進するモデル地区を1地区選定し、その地区の持つ景観特性を重視した基準を地区住民との協働によって定め、規制誘導することで、地区の個性を際立たせる景観を創出していきます。

②区民や事業者に分かりやすい仕組みを構築する

現在区内では、文京区景観条例に基づき区が行う景観行政と、東京都景観計画に基づき都が行う景観行政が二重に行われているため、地区や建築物の規模によっては、区だけでなく、都とも協議を行わなければならないことから、区民や事業者にとって分かりにくい仕組みとなっています。

文京区が都の同意を得て景観行政団体となり、東京都都景観計画の内容を継承した景観計画を策定することで、これまで区と都の両方で行われてきた協議や手続きの一元化を図ります。

③区と区民の協働による積極的な景観づくりを推進する

景観行政団体となり、景観形成に対する区の積極的な姿勢を示すとともに、道路や公園、河川などにおいて良好な公共空間を創出することによって、先導的に景観形成を推進していきます。

また、地域に親しまれ、ランドマークとなっている建造物や樹木は、除却や外観の変更などにより、良好な景観が大きく損なわれないよう、区の景観施策を通じて区民の景観づくりに対する関心を高めることで、区民の積極的な景観づくりを推進していきます。